

平成23年稲敷市農業委員会第9回総会

〔9月26日〕

-
- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について
日程 3 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
日程 4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移動の許可について
日程 5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定について
日程 6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について
日程 7 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について
日程 8 議案第5号 農地法第3条にかかる買受適格証明願に対する証明書の交付について
日程 9 議案第6号 平成24年度稲敷市農政に対する建議の承認について
日程10 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)
日程11 議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権転貸)
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 議案第1号
日程 5 議案第2号
日程 6 議案第3号
日程 7 議案第4号
日程 8 議案第5号
日程 9 議案第6号
日程10 議案第7号
日程11 議案第8号
-

出席委員

1番 井戸賀 吉男君 18番 宮本 善助君

2番	沖野谷	秀雄	君	19番	村山	文雄	君
3番	飯塚	幸一	君	20番	坂本	一雄	君
4番	千勝		忠君	21番	山田	重一	君
5番	保科		進君	22番	秋本	精一	君
6番	川島		昇君	23番	横田	裕康	君
7番	高須	一郎	君	24番	加納		昭君
8番	篠崎	惣壽	君	25番	松本	文雄	君
9番	栗山	文雄	君	26番	沼崎		享君
10番	濱田	昭一	君	27番	濱田		孟君
11番	吉岡	一仁	君	28番	青宿	昌夫	君
12番	横田	梯次	君	29番	鈴木	重義	君
13番	内埜	新也	君	30番	黒田	久良之進	君
14番	野口	隆雄	君	31番	高城	貞雄	君
16番	古澤	真和	君	32番	根本	卓明	君
17番	澤邊	雅之	君				

欠席委員

15番 篠崎 文夫 君

出席説明員

農業委員会事務局長	森川	春樹
農業委員会事務局長補佐	永長	妥啓
農業委員会事務局係長	井戸賀	輝行
農業委員会事務局主査	高橋	渉

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

9月 1日（木） 国保運営協議会

於 稲敷市桜川庁舎

出席者 加納会長

9月 18日（日） 第14回ミルキークイーン収穫祭

於 稲敷市あずま生涯学習センター

出席者 吉岡会長代理

午後2時3分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから平成23年9月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は31名です。欠席は、15番篠崎文夫委員の1名です。

よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。
お諮りいたします。

署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は31番高城貞雄委員、32番根本卓明委員、両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君） それでは、審議に入ります。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出についてでございます。

受理番号1番、下根本字谷中ほか3地区、田5筆、畑8筆、計13筆、11,559平方メートルでございますが、平成23年7月16日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をされており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

次に受理番号2番、羽賀字後山ほか1地区、畑7筆、26,612平方メートルでございますが、平成20年10月9日被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、自作地として耕作をされており、農業委員会によるあっせん等の希望はないもの

であります。

続きまして受理番号3番、清水字前田ほか5地区、田5筆、畑3筆、計8筆、10,984平方メートルでございますが、平成22年10月28日、被相続人の死亡により取得したものでございます。権利の取得者は、現在、委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。

以上で説明を終わります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君） では続きまして、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは2ページをお開き願います。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出についてでございます。

受理番号1番、江戸崎字荒匂、畑3筆、98.39平方メートルでございます。これにつきましては、8月の総会の報告第2号・受理番号1番で、賃貸借権の設定により大型家電小売店舗及び駐車場として利用する旨の届出があったものでございますが、今回、その一部を賃貸借から売買による所有権移転をすることに変更し、1筆、35平方メートルを追加して、再度届出があったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これもまた報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

日程4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 3ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可についてでございます。遺贈による所有権移転1件、贈与による所有権移転2件、交換による所有権移転2件の、

計5件でございます。

受理番号1番、甘田字甘田入ほか6地区、田11筆、畑2筆、計14筆、計13,919平方メートルについてでございます。渡人は特定遺贈により贈与するものであります。受人は今後も農業経営を行うことを目的に農地を譲り受けるものであります。

受理番号2番、須賀津字高野ほか2地区、田1筆、畑2筆、計3筆、計2,622平方メートルについてでございます。渡人は相続で受けた農地を親戚に贈与するものであります。受人は渡人の要望により受贈するものであります。

受理番号3番、甘田字甘田入ほか1地区、田2筆、計2,785平方メートルについてでございます。渡人は相続で受けた農地を親戚に贈与するものであります。受人は渡人の要望により受贈するものであります。

4ページをお開き願います。

受理番号4番、羽賀字遠原、畑2筆、計22,308平方メートルについて、及び受理番号5番、羽賀字遠原、畑1筆、17,958平方メートルについてでございます。渡人及び受人は、耕作の利便性により以前から相対で交換して使用していた農地を、互いに所有権移転するものであります。

以上で、議案第1号の受理番号1番から5番の説明を終ります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま、事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番を27番濱田委員よりお願いします。

○27番（濱田 孟君） 27番濱田です。受理番号1番について報告いたします。

9月20日に、渡人に申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者で、農業経営面積は139アール、農業従事日数は60日でございます。所有の農地について、休耕地はなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機2台を所有しており、刈取り、乾燥は委託をしております。以上、調査の結果、報告書のとおり、受人となる許可要件を満たしていますので、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） では、高須委員より報告願います。

○28番（高須一郎君） 7番高須です。受理番号2番、3番については同一世帯でありますので、まとめてご報告を申し上げます。

9月18日に、渡人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は、主に水稻を栽培している農業者で、農業経営面積は264アール、農作業従事日数は150日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター、耕運機、田植機、コンバイン、乾燥機と各1台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしておりまして、問題はないものであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 受理番号4番から5番について青宿委員より報告願います。

○28番（青宿昌夫君） 28番青宿です。受理番号4番、5番について報告いたします。

まず4番について、9月23日に渡人に確認をし申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に牧草、落花生を栽培している農業者で、農業経営面積は190アールです。農作業従事日数は200日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況ではありますが、トラクター1台、その他に畑作の方でありますので稲作関係の機械はもっておりませんが、野菜関係の出荷をしておりますのでそういう機械を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり受入となる許可要件を満たしており問題はないものと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

続きまして5番を報告いたします。9月23日に渡人に確認をし申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に牧草栽培している酪農家で、農業経営面積は266アールです。農作業従事日数は365日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況ではありますが、トラクター2台のほか酪農関係の道具一式を揃えております。以上、調査の結果、報告書のとおり受入となる許可要件を満たしており問題はないものと思っております。よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上です。

○議長（加納 昭君） これで調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について採決します。

本案は申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する 意見決定について

○議長（加納 昭君） では続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 5ページをお開き願います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、椎塚字三田谷代、畑1筆、443平方メートルについてでございますが、工事用仮設用地として平成23年8月17日に許可を受けましたが、圏央道の工事計画変更により、当該地での事業が困難となったため、転用計画が中止となりました。

9月21日に、調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。現地では事業が未着手であり、現在農地であることを確認しました。

以上で議案第2号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でしたが、調査委員の報告をお願いいたします。受理番号1番を8番篠崎委員よりお願いいたします。

○8番（篠崎惣壽君） 8番篠崎です。受理番号1番について報告します。

この間、9月21日に事務局2名、それから青宿委員、澤邊委員、私で申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。

調査の結果は、事務局が報告したとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査委員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する進達意見決定についてを採決します。

本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君） 6ページをお開き願います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番 佐原下手字下手、田3筆、計1,723平方メートルの内169.09平方メー

ルについてでございますが、隣地の擁壁を補修するために、作業用地として一時転用するものであります。工事は申請地を含めて掘削し、L型擁壁を設置、埋め戻して原状回復させるものであります。農地区分は第1種農地に該当、立地基準は第1種例外規定の許可基準に該当、一般基準は満たされている、と判断しました。

9月21日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。

受理番号2番 上之島字上の島前、田1筆、3,580平方メートルの内928平方メートルについてでございますが、東京電力鉄塔補強工事の作業用地として一時転用するものであります。申請地はロープで囲い、作業員の休憩小屋・資材置場小屋・簡易トイレを置き鉄板敷きとなっております。農地区分は第1種農地に該当、立地基準は第1種例外規定の許可基準に該当、一般基準は満たされていると判断しました。

9月21日に調査委員と事務局で申請内容の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、報告書のとおり、農地法第5条第2項の各号に該当しないものであり、農地転用許可基準を満たしているものと考えられます。

以上で議案第3号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。まず受理番号1番を保科委員よりお願いいたします。

○6番（保科 進君） 5番保科です。受理番号1番について報告いたします。

9月21日に野口委員及び事務局と申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いなく、隣接地を工事するために必要な作業用地として利用するもので、周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないものと思われま。また、添付書類等を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、では受理番号2番を坂本委員より報告願います。

○20番（坂本一雄君） 20番坂本です。

受理番号2番について、去る21日加納委員及び事務局と申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、高圧送電線の鉄塔補強工事に伴う作業用地として利用するもので、周辺の農地に迷惑がかからないことから問題はないものと思われま。また、添付書類等を確認いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めま。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めま。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定につい

てを採決します。

本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

日程 7 議案第 4 号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 4 号 現況証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 7 ページをお開き願います。

議案第 4 号 現況証明願に対する証明書の交付についてでございます。

転用事実証明書の交付 2 件 でございます。

受理番号 1 番、稲波字中区、田 1 筆、553 平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成 3 年 7 月 16 日付南総農政指令第 99 号、農作業所及び農機具置場で許可になっております。

受理番号 2 番、中山字丑新田、田 1 筆、400 平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成 3 年 6 月 17 日付南総農政指令第 88 号、駐車場で許可になっております。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） 事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。まず受理番号 1 番を澤邊委員より報告願います。

○17 番（澤邊雅之君） 17 番澤邊です。

受理番号 1 番について、去る 21 日、宮本委員、篠崎委員、それと事務局で、申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、平成 3 年 7 月 16 日付南総農政指令第 99 号の許可どおり、農作業所・農機具置場として利用されていることを確認をしました。また添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号 2 番を沼崎委員お願いします。

○26 番（沼崎 享君） 26 番沼崎です。

去る 21 日に千勝委員と事務局 2 人で、申請書類等の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、南総指令第 88 号許可どおり駐車場として利用されており、目的どおり転用され周辺農地への影響もなく問題ないものと認めました。また添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。説明も終了いたしま

す。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付についてを採決します。本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程9 議案第5号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第5号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付についてを議題といたします。

事務局の説明を願います。

高橋主査。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 8ページをお開き願います。

議案第5号 農地法第3条に係る買受適格者証明願に対する証明書の交付5件についてでございます。

受理番号1番についてでございます。願出人は、水稻及び梅を耕作している専業農家で、耕作面積は、254アール、農業従事日数は360日となっております。耕作地近くの物件のため、購入して梅を栽培したいということです。

受理番号2番についてでございます。願出人は、水稻及び落花生を栽培している専業農家で、耕作面積は293アール、農業従事日数は150日となっております。公売される農地は、願出人が相対の契約で耕作しているため、購入したいということです。

受理番号3番についてでございます。願出人は、水稻を作付する専業農家で、耕作面積は227アール、農業従事日数は200日となっております。公売される農地の近くに所有地があるため、購入したいということです。

受理番号4番についてでございます。願出人は、水稻、レンコン及び梅を栽培している専業農家で、農業従事日数は300日、耕作面積は450アールです。公売される農地の近くで耕作しているため、購入したいということです。

受理番号5番についてでございます。願出人は、水稻、レンコン及びトウモロコシを栽培している兼業農家で、農業従事日数は60日、耕作面積は138アールです。公売される農地の近くに所有地があるため、購入したいということです。

以上で、議案第5号の説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） ただいま事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。まず受理番号1番から2番について秋本委員より報告願います。

○22番（秋本精一君） 22番秋本です。受理番号1番について報告します。

9月22日に申請人に確認をし申請内容に間違いのないことを確認いたしました。申請人は主に水稻と梅を栽培している農業者で、農業経営面積は253アール、農作業従事日数は360日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、耕運機4台、田植機2台、コンバイン4台、乾燥機2台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。

続きまして受理番号2番について報告いたします。

9月25日に申請人に確認をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。申請人は主に水稻を栽培している農業者で、農業経営面積は292アール、作業従事日数は150日でございます。また、相対で、水稻を約200アールの作業受託をしております。所有の農地について、畑41アールを休耕しておりますが、遊休農地の農業上の利用に関する計画書を提出してもらっております。また違反転用もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。

よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号3番を高城委員お願いします。

○31番（高城貞雄君） 31番高城です。受理番号3番について報告いたします。

9月19日に申請人に確認をし申請内容に間違いのないことを確認いたしました。申請人は主に水稻を栽培している農業者で、農業経営面積は227アール、農作業従事日数は200日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、耕運機1台を所有しており、今後は田植機、コンバイン、乾燥機を購入する予定です。以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。

よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君） 次に受理番号4番から5番を濱田委員お願いします。

○27番（濱田 孟君） 27番濱田です。受理番号4番について報告いたします。

9月25日に申請人に確認をし申請内容に間違いのないことを確認いたしました。申請人は主に水稻を栽培している農業者で、農業経営面積は489アール、農作業従事日数は300日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター2台、耕運機2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台を所有しております。以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。よろしくご審議お願いします。

続いて、受理番号5番について報告いたします。

9月25日に申請人に確認をし申請内容に間違いのないことを確認いたしました。申請人は主に水稻を栽培している農業者で、農業経営面積は132アール、農作業従事日数は60日でございます。所有の農地について、休耕地もなく違反転用地もありません。農機具の所有状況であります。トラクター1台、田植機1台を所有しており、刈取り、乾燥は委託をしております。以上、調査の結果、報告書のとおり受人となる許可要件を満たしており問題はないものであります。よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君） これで調査員の調査報告を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

村山委員。

○19番（村山文雄君） 19番、村山です。受理番号4番、5番の報告書に記載されている「国交省へ貸与」と記載されていますがどういうふうになっているのか。国交省と契約をしてやっているのでしょうか、競売とか公売とかされるとどういうふうになるのか。

○議長（加納 昭君） 事務局。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 国交省へ貸与というのは、甘田入干拓の事業地になっているところで、いまずぐ耕作できる場所ではないのですが、事業が完了したら耕作を始めるということになっていますので、「国交省へ貸与」と記載されています。

○19番（村山文雄君） ということは、国交省との賃貸契約を終了後、所有権移転をするということですか。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 国交省とは契約中なのですが、所有権移転に関しては、現在の所有者との間でできますので、このように記入してあります。

○19番（村山文雄君） いつごろ競売になるかわかりませんが、それまでに契約が終了すれば問題ないと思うが、契約中の場合はどういうふうになるのですか。

○農業委員会事務局主査（高橋 渉君） 今現在、事業地であってもこの地区の土地については所有権移転したケースがあります。今回の申請にあがっている事業地につきましては農地法上も「耕作地」ということで基本的には扱っていますので、耕作権を移動するという形で申請を受けている形になります。

○19番（村山文雄君） だいたいの意味はわかりました。結構です。ありがとうございました。

○議長（加納 昭君） 今、事務局よりあったわけなんですけれども、このケースについては何ら問題ないということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（加納 昭君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号 農地法第3条に係る買受適格証明願ひに対する証明書の交付につ

いてを採決します。本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程 10 議案第 6 号 平成 24 年度稲敷市農政に対する建議の承認について

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第 6 号 平成 24 年度稲敷市農政に対する建議の承認についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君） 9 ページをお開き願います。議案第 6 号 平成 24 年度稲敷市農政に対する建議の承認についてでございます。

本案は、農業委員会等に関する法律第 6 条第 3 項の規定により、平成 24 年度の稲敷市農政に対して建議するものでございます。

建議の内容は、8 月 17 日に開催しました稲敷市認定農業者連絡協議会との意見交換会の意見、要望を踏まえまして、総合的な見地から建議書として取りまとめたものでございます。

10 ページから 11 ページの上段にかけて、農業情勢を踏まえた建議の序文となっております。11 ページ中段以降が、具体的な建議の内容でございます。

まず、大項目の 1 点目に「東日本大震災と原子力発電所事故への対応」、2 点目に「担い手の育成と地域営農組織への支援」、3 点目に「農業・農村の活性化と食の安全対策」、4 点目に「農業委員会の体制整備」。以上の 4 項目について、平成 24 年度の予算編成及び各種施策の推進にあたり、支援をお願いするものでございます。

1 点目の「東日本大震災と原子力発電所事故への対応」につきましては、東日本大震災より大きな被害を受けた、農地及び農業施設等の早期復旧と原子力災害による農作物の風評被害を含む補償等について国へ要望するとともに、市独自に農作物の放射線検査を行えるよう検査体制の確立を求めるものです。

次に、2 点目の「担い手の育成と地域営農組織への支援」でございますが、将来にわたって本市農業を支えていく担い手を確保するため、農業後継者・新規就農者対策を一層強化するとともに、地域農業の担い手となりうる営農組織等への支援強化策を求めるものです。

次に、3 点目の「農業・農村の活性化と食の安全対策」につきましては、農業・農村の振興及び活性化を図り、安全な農作物の安定生産及び一層の消費拡大を図るため、消費・流通拡大・食育対策を基軸とした諸施策の推進、さらには「農業所得補償制度」の充実を要望するものです。

次に、4点目の「農業委員会の体制整備」でございますが、改正農地法の施行に伴い、農地の適正利用、利用状況調査、遊休農地の管理指導等の新たな役割が加わり業務が拡大していることから、事務局体制の拡充・強化並びに農業委員会交付金の拡充を国に要請するよう求めるものです。

建議につきましては、10月6日に稲敷市長へ提出する予定でございます。よろしくご承認のほどお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで議案第6号の説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号 農議案第6号 平成24年度稲敷市農政に対する建議の承認についてを採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程 9 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権設定)

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を議題といたします。

事務局の説明を願います。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、14ページをお開き願います。議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権設定）についてでございます。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、再設定6件、28筆で合計5万2,257平方メートルについての利用権の設定でございます。

受理番号1番、稲波字植竹区、田1筆、991平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は主に水稻を作付する農家で、耕作面積は158アールです。年間農業従事日数は200日となっております。

受理番号2番、釜井字前田ほか1地区、田11筆、18,573平方メートルについてでございますが、再設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.5俵です。設定を受ける者は、農業生産法人である有限会社で、認定農業者にもなっており、経営面

積は3,532アール、5、6名の方がそれぞれ年間250日農業に従事しています。

受理番号3番、甘田字神田、田5筆、3,985平方メートルについて、こちらも再設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料10アール当たり玄米2.2俵です。設定を受ける者は、受理番号2番と同一法人です。

受理番号4番、下君山字勢至、畑1筆、1,280平方メートルについてでございますが、こちらにつきましても再設定です。設定を受ける者は、スイカなどを作付する畑作農家で、経営面積は225アール、年間330日農業に従事しています。

15ページをお開き願います。

受理番号5番、八千石字八千石ほか1地区、田4筆、計1万5,554平方メートルについてでございますが、こちらも再設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は、10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、主に水稻を作付する認定農業者で、経営面積1,469アールで、年間農作業従事日数は300日です。

受理番号6番、八千石字八千石ほか1地区、田6筆、計1万1,874平方メートルについてでございますが、こちらも再設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料は、10アール当たり玄米2俵です。設定を受ける者は、受理番号5番と同一の方です。

以上、受理番号1番から6番までいずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）を採決いたします。

本案は「申請のとおり承認する」と意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり意見決定いたしました。

日程10 議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について
(利用権転貸)

○議長（加納 昭君） では、続きまして、議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を議題といたします。

事務局の説明を願います。

永長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（永長妥啓君） それでは、16 ページをお開き願います。議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定（利用権転貸）についてでございます。

新規設定2件、4筆で1万0,157平方メートルについて、いずれも稲敷市農業公社を介した利用権の転貸でございます。

受理番号1番、阿波字阿波、田1筆、1,675平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料10アール当たり現金22,000円です。転貸を受ける者は主に水稻を作付する農家で、耕作面積は151アールです。年間農業従事日数は250日となっております。設定を受ける者は高齢ではございますが、まだ実際に農業に従事しており、40代の後継者もいるとのことでございます。

受理番号2番、阿波字阿波、田3筆、8,482平方メートルについてでございますが、新規設定で、利用目的は稲、期間6年、小作料10アール当たり現金22,000円です。転貸を受ける者は主に水稻を作付する農家で、耕作面積は324アール、年間農業従事日数は240日でございます。

以上、受理番号1番から2番までいずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（加納 昭君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了いたします。

これより、稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）を採決いたします。

本案は申請のとおり承認することに意見決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって、本案は申請のとおり承認することに意見決定いたしました。

○議長（加納 昭君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきまして、ありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは、異議なしと認めます。

これもちまして、平成 23 年 9 月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。
ご苦労さまでした。

午後 3 時 00 分閉会

稲敷市農業委員会規則第 12 条の規定により署名する

議 長 加 納 昭 ⑩

3 1 番委員 高 城 貞 雄 ⑩

3 2 番委員 根 本 卓 明 ⑩

